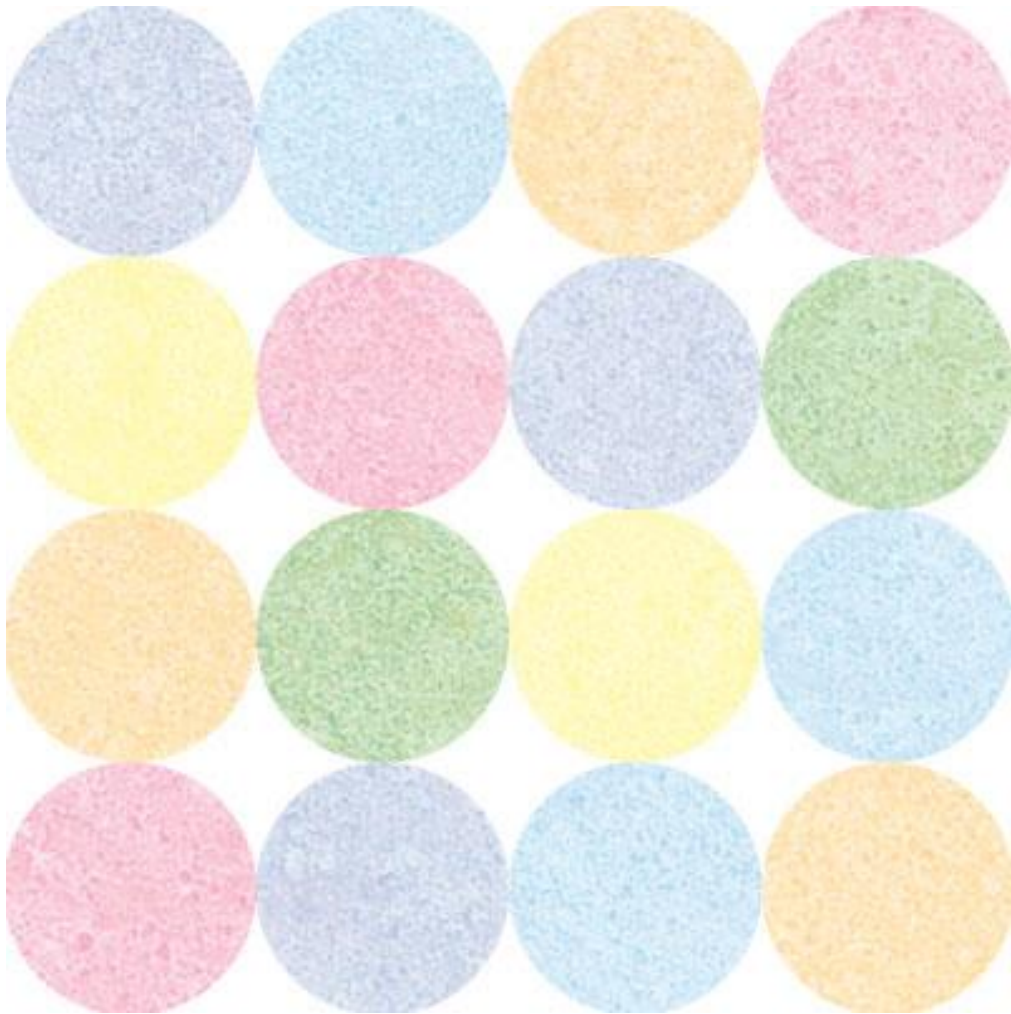


ひろがり4

第5次筑後市男女共同参画計画

(概要版)



平成29年3月

筑後市

計画の目的

筑後市は、男女がお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現を目指しています。しかし、現状をみる限り、その実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。

本計画は、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

計画の基本理念

「男女がともに支え合うまちづくりをめざして」

計画の位置づけ

- ① この計画は、「条例」第3条の基本理念を踏まえて、第4条の市の責務に基づき、第8条に規定する基本計画として策定しています。
- ② この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定しています。国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「第4次福岡県男女共同参画計画」との整合性を保ちながら、筑後市における男女共同参画推進に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画です。
- ③ この計画の「基本目標Ⅰ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援」の「基本施策1 配偶者に対する暴力防止対策の推進」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」、及び県の「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」と整合性を保ちます。

また、この計画の「基本目標Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画として位置づけ、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」、及び「福岡県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」との整合性を保ちます。

計画の実施期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や国の施策等の変化などにより、行動計画の運用に不具合が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

施策の体系図

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
男女が共に支え合ひまちなびらしめを促すこと	I 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援	1 配偶者等に対する暴力防止対策の推進 (筑後市 DV 対策基本計画)	(1) DVに関する相談支援の充実 (2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化 (3) DVに関する周知・啓発の推進
		2 性に関するあらゆる暴力の根絶	(1) セクハラ等暴力を防止する環境づくり (2) 性暴力の防止と被害者への支援
		3 生涯を通じた健康づくりへの支援	(1) 妊娠・出産の健康支援 (2) ライフステージに配慮した健康支援
		4 様々な人への自立支援	(1) ひとり親世帯に対する支援 (2) 高齢・貧困等により困難を抱えた人に対する支援
	II 男女共同参画社会意識の浸透	1 教育における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画教育の推進 (2) 適切な性教育の推進 (3) 教育・保育に携わる者への啓発推進
		2 市民への情報提供と啓発	(1) 男女共同参画に関する情報提供 (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実
	III 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり (女性の活躍推進計画)	1 労働の場における女性の活躍の推進	(1) 企業・事業所への啓発と情報提供 (2) 女性のニーズに応じた就労支援 (3) 農業等自営業の女性への支援
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と子育ての両立支援の充実 (2) 仕事と介護の両立支援の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
	IV 男女が共に参画できるまちづくり	1 政策・方針決定への女性の参画促進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用促進
		2 市民との協働による男女共同参画のまちづくり	(1) 市民活動における男女共同参画の促進 (2) 地域活動における男女共同参画の促進 (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進
	◆ 計画推進のための取組	1 推進体制の充実	
		2 推進のチェック機能の強化	

基本目標

I

男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

性別に関わらず、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に健康であることは、男女共同参画社会の基盤となります。性別で差別されて、困難な立場にされることがないように、人権意識に基づいた支援は重要です。

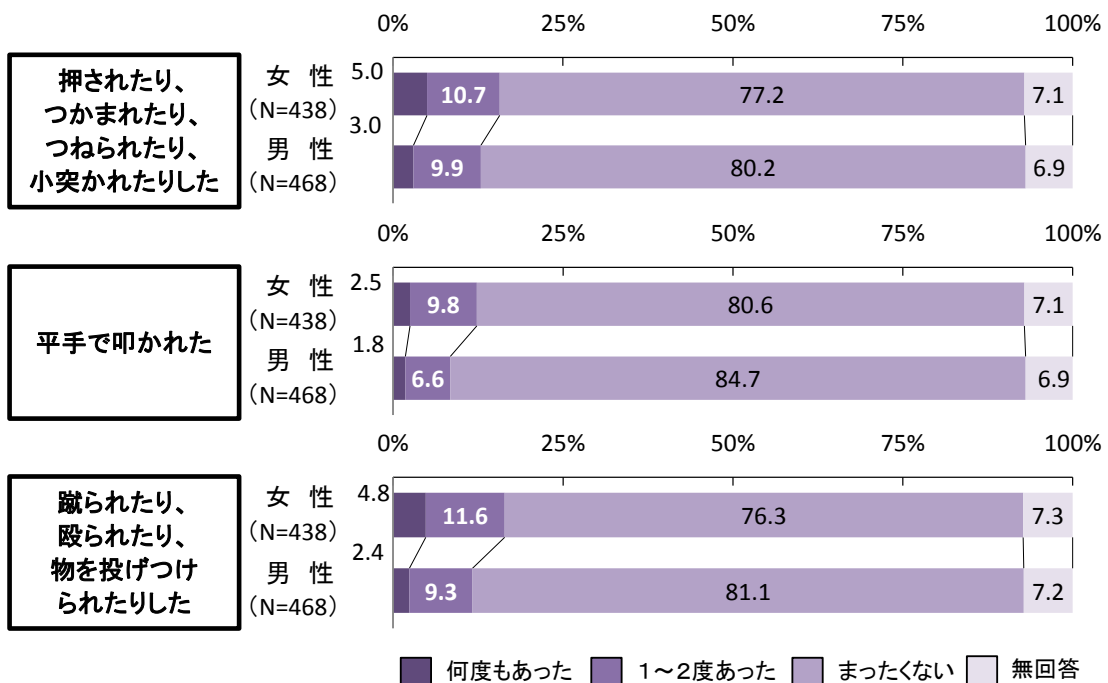
基本施策

- 1 配偶者等に対する暴力防止対策の推進
(筑後市 DV 対策基本計画)
- 2 性に関するあらゆる暴力の根絶
- 3 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 4 様々な人への自立支援

施策の方向

- (1) DVに関する相談支援の充実
 - (2) 迅速な対応のための関係機関との連携強化
 - (3) DVに関する周知・啓発の推進
- (1) セクハラ等暴力を防止する環境づくり
 - (2) 性暴力の防止と被害者への支援
- (1) 妊娠・出産の健康支援
 - (2) ライフステージに配慮した健康支援
- (1) ひとり親世帯に対する支援
 - (2) 高齢・貧困等により困難を抱えた人に対する支援

■ 配偶者や恋人などからの暴力の経験（身体的暴力）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27 年）

基本目標 II

男女共同参画社会意識の浸透

男女共同参画社会を実現するためには、性別に関わらずに個性や能力に応じて自分の生き方を選ぶことがいかに重要かをみんなが理解し、その意識を高めることが必要です。そのため、幼少時から自立した人間として自らの意思で行動できるとともに、他者の人格や個性を尊重し合えるよう、発達段階に応じた教育が求められます。

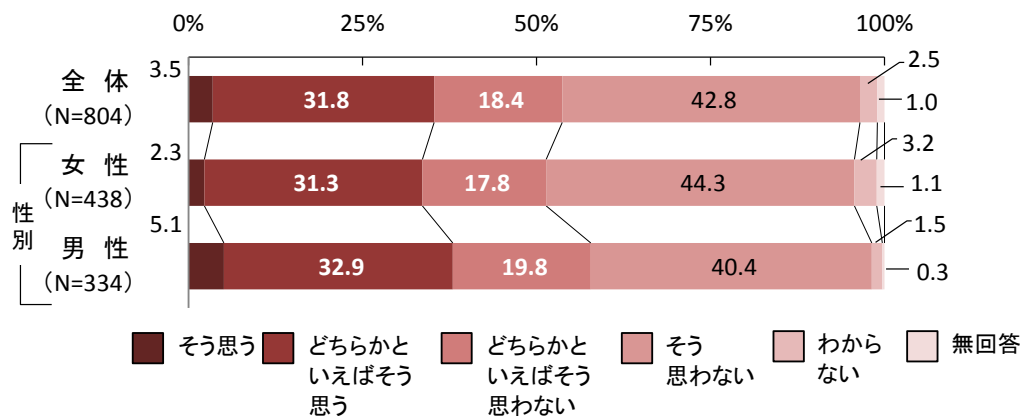
基本施策

- 1 教育における男女共同参画の推進
- 2 市民への情報提供と啓発

施策の方向

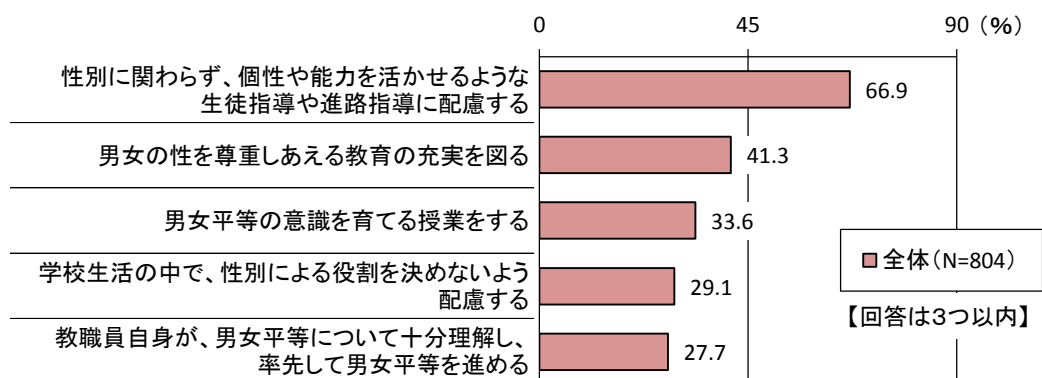
- (1) 男女共同参画教育の推進
 - (2) 適切な性教育の推進
 - (3) 教育・保育に携わる者への啓発推進
- (1) 男女共同参画に関する情報提供
 - (2) 男女共同参画に関する学習や啓発の充実

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27 年）

■ 学校教育において、男女共同参画を進めていくために配慮してほしいこと（上位 5 位）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27 年）

基本目標 Ⅲ

仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり (女性の活躍推進計画)

男女がともに多様な生き方、働き方を実現し、ゆとりある豊かで活力にあふれる、生産性の高い持続可能な社会となるためには、企業等のトップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備しなければなりません。

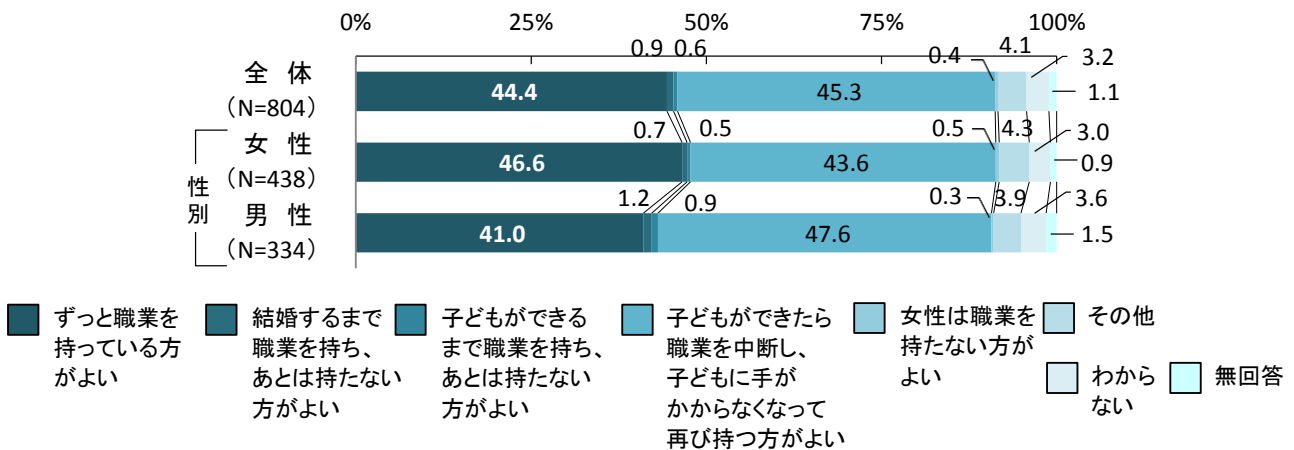
基本施策

- 1 労働の場における女性の活躍の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

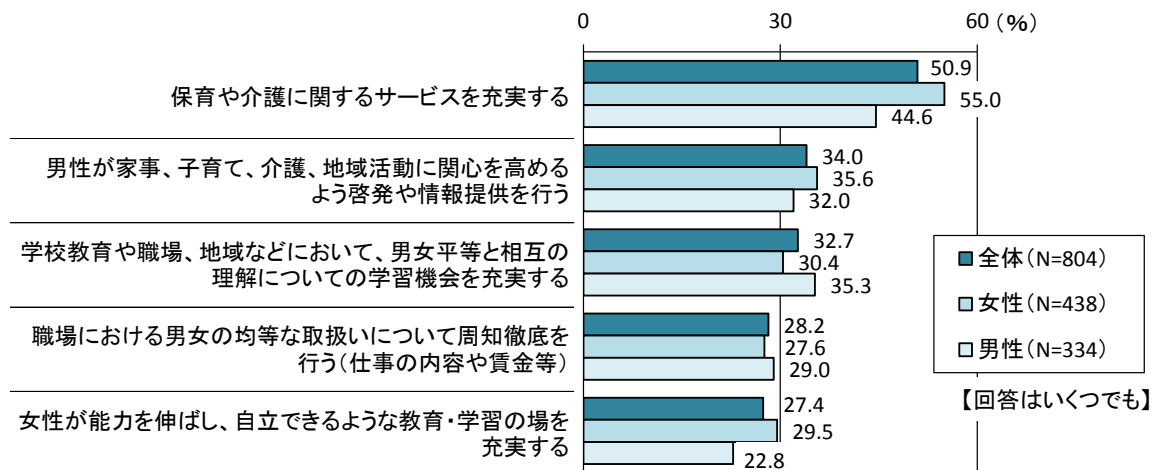
- (1) 企業・事業所への啓発と情報提供
 - (2) 女性のニーズに応じた就労支援
 - (3) 農業等自営業の女性への支援
- (1) 仕事と子育ての両立支援の充実
 - (2) 仕事と介護の両立支援の充実
 - (3) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

■ 「女性が職業を持つこと」についての考え方



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 27 年)

■ 男女共同参画社会づくりのために、市に望むこと (上位 5 位)



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 27 年)

基本目標 Ⅳ

男女が共に参画できるまちづくり

多様化する社会的課題の解決に向けて、市の政策や方針を検討する場への女性の参画は必要です。また、まちづくりにおいても、多様な住民がそれぞれ主体的に関わること、行政とNPO・ボランティア団体や地域団体などが協働することは重要で、その際に男女共同参画の視点は欠かせません。

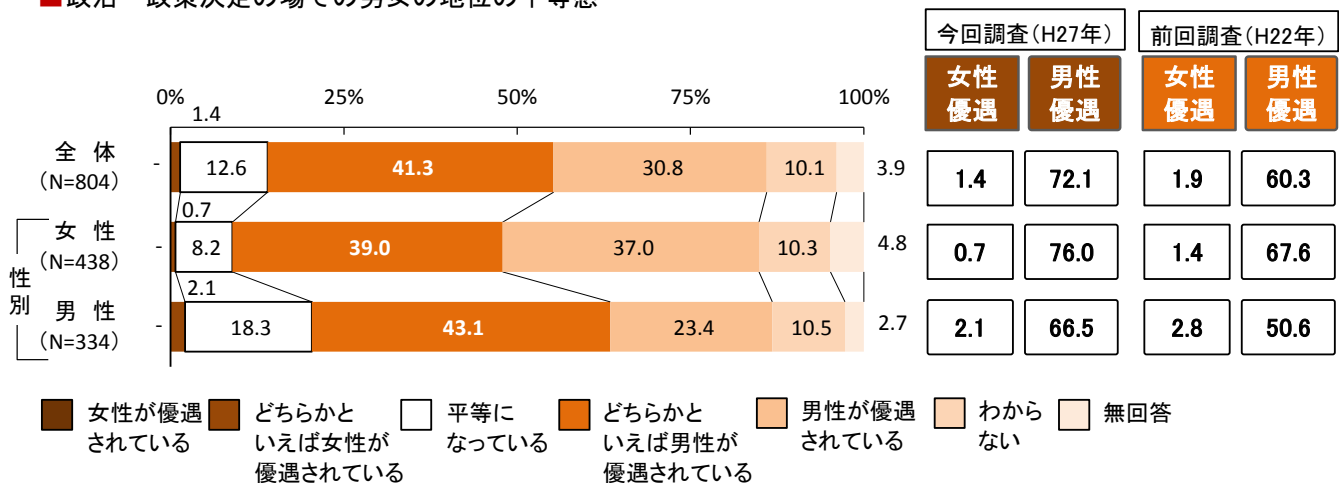
基本施策

- 1 政策・方針決定への女性の参画促進
- 2 市民との協働による男女共同参画のまちづくり

施策の方向

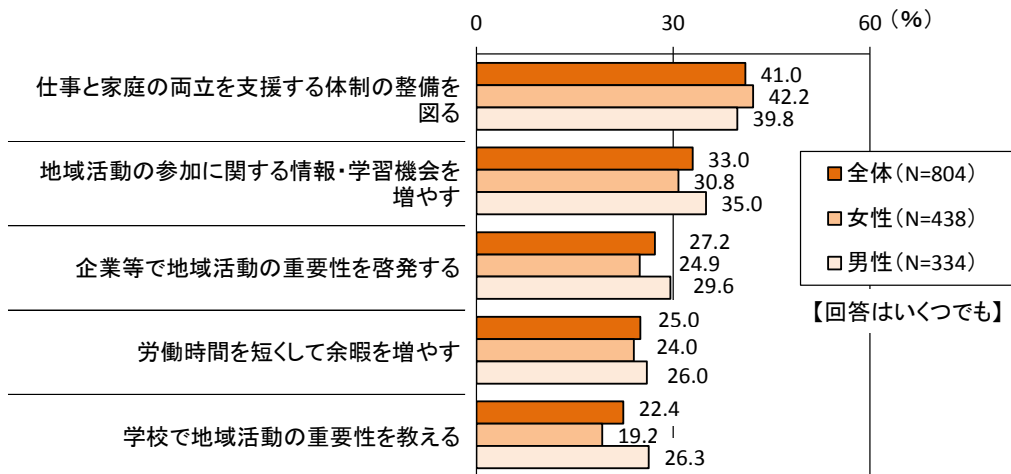
- (1) 審議会・委員会等への女性の登用促進
- (1) 市民活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進

政治・政策決定の場での男女の地位の平等感



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27 年）

地域活動に参加しやすくするために必要なこと（上位 5 位）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27 年）

